

# 中之島サウスゲートハーバー

## 安全運用マニュアル

＜施設利用者用＞

中之島サウスゲートハーバー

【事業実施主体】 biid 株式会社

【施設運営管理者】 株式会社中之島 GATE

【マリンスポーツ事業運営受託者】 一般社団法人 大阪海洋教育スポーツ振興協会

【通船事業運営受託者】 biid 株式会社、株式会社ベイトリップ 株式会社藤波通商

中之島サウスゲートハーバーの運営の際に下記事項を実施するものとする。

本施設を利用する全ての者（以下、施設利用者という）は、海上での活動は全て自己責任下で行われるものであるとともに、安全で快適な施設利用を実現するため、港則法や海上衝突予防法などの各種法令はもとより、本安全運用マニュアルを順守することが不可欠であり、常に安全意識・知識の向上のための努力をすることが何より重要であるということを、基本的な認識として持つものとする。

本安全運用マニュアルは、以上のような基本認識の下で、施設利用者が安全で快適な施設利用を行うための必要なルール等を取りまとめたものである。

### ◆定義◆

#### 1. 中之島サウスゲートハーバー

施設運営管理者が運営する施設全体をいう。

また、施設とは大阪府より使用許可をうけた陸域と、占用許可をうけた水域上に係船もしくは停泊している舟艇ならびに桟橋のことをいう。

#### 2. ハーバー

行事を実施する船舶の入出艇ならびに艇の管理のためのハーバーの施設をいう。

#### 3. 施設運営管理業務

中之島サウスゲートハーバー内で実施されるすべての行事や、艇の管理、飲食店の運営管理をいう。

#### 4. ハーバー業務

ハーバー利用のためのハーバー施設運営管理業務をいう。

#### 5. 通船・客船事業

中之島サウスゲートハーバーに着艇する不定期航路もしくは定期航路客船事業の許可を持つ艇の発着をいう。

## ◆事故対応マニュアル◆

施設の利用、出艇・帰着の申告は決められた方法で行なわなければならない。

また、怪我・急病人発生時に救急措置が必要な場合は、傷病者本人または第一発見者は直ちに管理事務所へ連絡し、応援を求める。

### 1. 水域ごとの安全対策

#### ① 指定水域（別図1に示すゾーン）

この水域は一般船の航路であると同時に、ハーバーが管理する桟橋への離着岸のための通路で各種船舶が輻輳するため、港則法及び海上衝突予防法に定める航法を遵守し、動力船の航行中は見張りを厳にし、危険を回避できる速度での航行のみを可とし、本水域で活動するマリンスポーツ艇（SUP等）等の動力を有しない船舶を自ら避けるなど安全に航行する事とする。

また、ハーバーが管理する桟橋に離着岸をする場合は、航行、通過中の艇を常に優先するものとし、該当艇が通過後安全確認を行い離着岸をするものとする。

なお、全長28.5mの船舶が、指定水域内で回頭することがあるので、留意するものとする。

○運用時間 8:00から22:00まで

○ゾーン内監視体制 ハーバー職員による目視での水域監視を実施する

○ゾーン内救助 利用時に事故発見及び通報時があった場合レスキュー艇は出動救助にあたる。

#### ② その他の水域

○出入港時間 動力船のみ航行可能とする。

○救助体制 監視は不可能であるため電話による24時間通報受信体制をとる。

救助体制についてはハーバーマスターが判断するものとし、関係諸機関に通報しその指示の下で救助活動にあたる。

※監視体制の種別は以下の通りとする。

目 視：ハーバー事務所からの定期的な監視

監視カメラを設置し、ハーバー事務所に設置したモニターで、常時、指定水域を監視する。

レスキュー艇：ハーバー保有のレスキュー艇、活動中の艇による目視で監視できないエリアの監視

## 2. 船舶ごと安全対策

### ① ハーバーと艇置き契約を締結したレスキューボート、モーターべー等動力船

○各船舶は「BAN」に加入する。

○運用時間 ハーバー業務時間外は動力船のみ航行可能とする。ただし自己責任での航行を原則とし出入港届提出は必須とする。救助要請があれば関係先と連携し救助活動を行う。

○救助体制 監視は不可能であるため電話による24時間通報受信体制をとる。救助体制についてはハーバーマスターが判断するものとし、関係諸機関に通報しその指示の下で救助活動にあたる。

○運航ルール 航行中は、港則法及び海上衝突予防法を遵守し、指定水域を含め常時見張りを厳にし、衝突等の危険を回避できる速度で航行するなど、航行している船舶と危険な見合い関係にならないよう、十分に余裕のある時期に衝突等の危険を避けるための動作をとる。

また、ハーバーが管理する桟橋に離着岸をする場合は、航行、通過中の艇を常に優先するものとし、該当艇が通過後安全確認を行い離着岸をするものとする。

### ② ハーバーと艇置き契約を締結していない客船、ビジター利用のプレジャーボート等

○運用時間 ハーバー業務時間内（8：00から22：00）とする。

○監視体制 管理事務所と連絡が取れる事が可能な通信手段を所持する事（携帯電話等）

○救助体制 事故発見及び通報時ハーバーレスキュー艇は速やかに出動救助にあたるとともに、大阪海上保安監部等の関係諸機関に救助を要請する。

また、監視が不可能なエリアについては電話による24時間通報受信体制をとる。

それぞれハーバー事務所と連絡が取れる事が可能な通信手段を所持する事（携帯電話等）

○運航ルール 航行中は、港則法及び海上衝突予防法を遵守し、指定水域を含め常時見張りを厳にし、衝突等の危険を回避できる速度で航行するなど、航行している船舶と危険な見合い関係にならないよう、十分に余裕のある時期に衝突等の危険を避けるための動作をとる。

また、ハーバーが管理する桟橋に離着岸をする場合は、航行、通過中の艇を常に優先するものとし、該当艇が通過後安全確認を行い離着岸をするものとする。

※監視体制の種別は以下の通りとする。

目 視：ハーバー事務所からの定期的な監視

レスキュー艇：ハーバー保有のレスキュー艇、活動中の艇による目視できないエリアの監視

※救助体制についてはハーバーマスターが判断するものとし、関係諸機関に通報しその指示の下で救助活動にあたる。

#### 4. 運用中止基準

##### ○ 出艇注意

- (ア) 風波霧に関する注意報等が発表された場合、出艇注意を発令し引き続き気象状況観察を強化する。
- (イ) 天候及び予報によっては中止基準を超えない場合であっても、出艇注意を発令し引き続き気象状況観察を強化する場合がある。
- (ウ) 出艇中の艇はいつでも速やかに帰艇できる海面で活動する事とし、絶えずハーバー内に掲揚された信号旗を注視する。
- (エ) 出艇注意の場合はハーバー内に黄色旗を掲揚するとともに、事務所窓口に掲示案内する。

##### ○ 出艇禁止

- (ア) 大阪市内で震度4以上の地震が発表された時点で出艇禁止とする。
- (イ) 注意報警報等発表の場合（津波注意報・警報、暴風波浪警報、高潮注意報・警報、大雨警報、洪水警報）は出艇禁止とする。
- (ウ) 注意報や警報が発表されていない状況でも、台風の上陸が予想される時など、今後、明らかに中止すべき気象状況になると想定される際は、ハーバーマスターの判断で中止することが出来る。
- (エ) 出艇禁止の際は、直ちに艇を帰着させ、これから出艇する艇は出艇禁止とする。
- (オ) 風速だけでなく濃霧及び明らかなる前線等の状況変化に対して、ハーバーマスターは設置された機器の観測値を参考にしながら状況判断し、中止を決めることができる。施設利用者はこれに従わなければならない。
- (カ) その他、港長や施設管理者の指示、施設の故障等、警察等関係機関から要請、テロの発生があった場合などは、出艇を禁止することがある。
- (キ) 出艇禁止の場合はハーバー内に赤色旗を掲揚するとともに事務所窓口に掲示案内する。

#### 5. 安全航行確保（指定水域内での規定）

- 航行中は、港則法及び海上衝突予防法を遵守し、指定水域を含め常時見張りを厳にし、衝突等の危険を回避できる速度で航行するなど、航行している船舶と危険な見合い関係にならないよう、十分に余裕のある時期に衝突等の危険を避けるための動作をとる。  
また、ハーバーが管理する桟橋に離着岸をする場合は、航行、通過中の艇を常に優先するものとし、該当艇が通過後安全確認を行い離着岸をするものとする。
- 右側通行、他の船舶に危険を及ぼさない速力での航行等海上交通ルールを厳守し安全を確保するためハーバー職員による日常的な監視、指導を行う。
- 航行する船舶同士が譲りあいの精神を持って、事故のない安全利用を心がけてもらうよう、ハーバーから出される各種インフォメーションで注意喚起を行う。

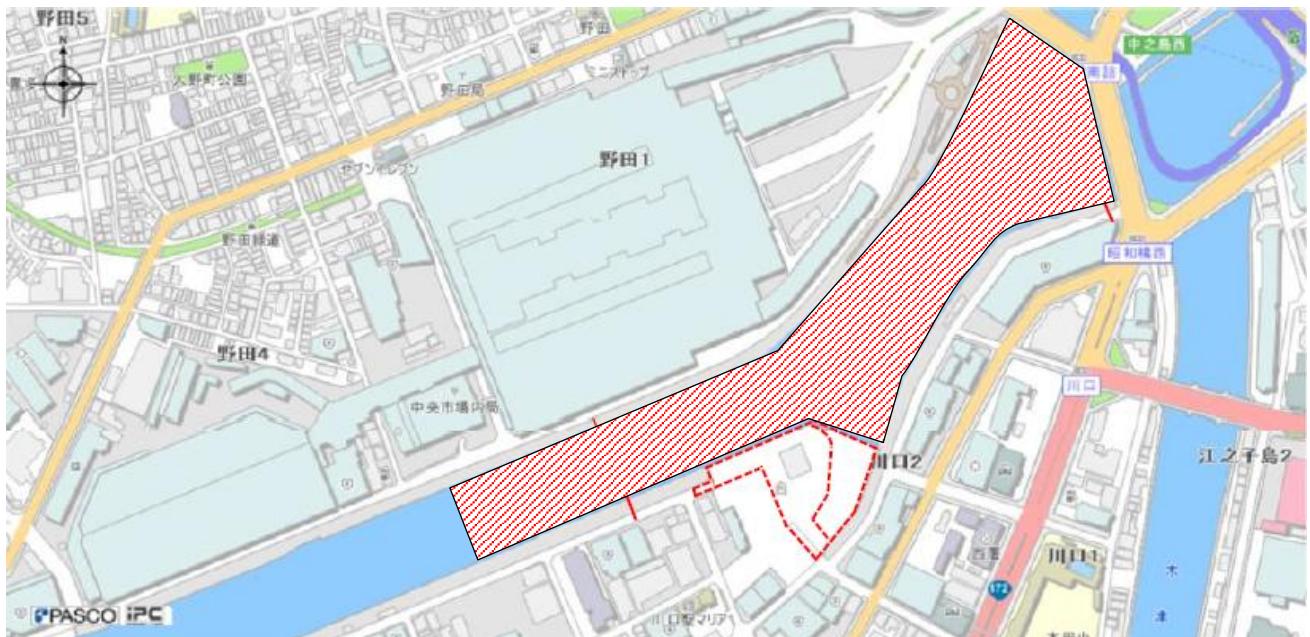
- 全ての施設利用者は、ライフジャケットを着用し、携帯電話を携行する。(防水カバー利用推奨)
- ルールを守らない利用者には指導が行われ、それでもルールに従わない者には施設の利用が禁止される。

## 6. 講習、情報等

- ① 各種法令の改正など、安全航行に関するあらゆる情報の理解に努め、知識の向上を図る。
- ② 施設利用者向けに開催される説明会に参加する。(施設のオープン前に開催)
- ③ 年1回以上開催される安全講習会に参加し、施設利用にあたっての基本認識や各種法令・マニュアルによるルールの理解に努める。
- ④ H P、施設内の掲示板やデジタルサイネージ、チラシ等により、施設管理者から配信される情報に留意する。

### ◆指定水域図◆

別図 1



### 【緊急連絡先電話番号一覧】

#### ■現地運営管理会社

株式会社中之島 GATE

現場施設 06-4400-8391